



# 新リース会計基準との 向き合い方

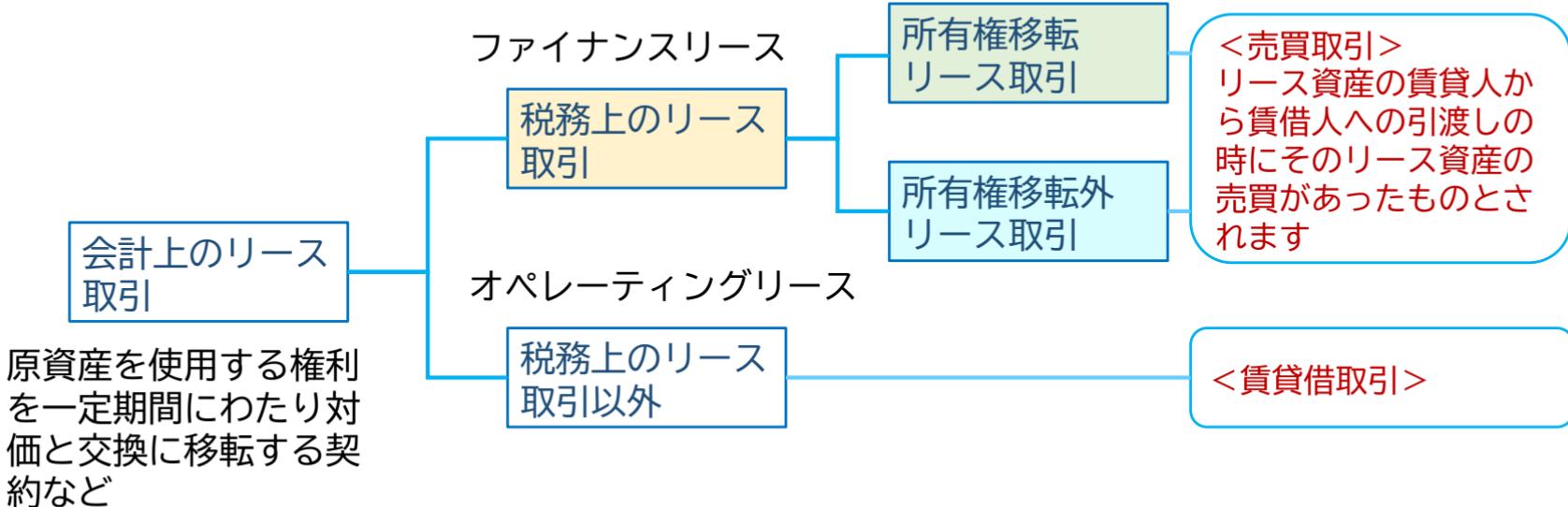
金子真一税理士事務所  
代表 金子 真一

# Agenda

- 第1回 親会社の担当者は大変！
- 第2回 新リース会計基準で何が変わる？
- 第3回 新リース会計と中小企業
- 第4回 リース取引に関する日本の会計基準の変遷
- 第5回 新リース会計基準の簡便的な取扱い
- 第6回 税法上のルール**
- 第7回 新リース会計における具体イメージ

# 第6回 税法上のルール

# リース取引における法人税法上のルール



## (リース取引に係る所得の金額の計算)

### 第64条の2

1. 内国法人がリース取引を行つた場合には、  
そのリース資産の賃貸人から賃借人への引渡しの時に当該リース資産の売買があつたものとして、  
当該賃貸人又は賃借人である内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

2. 内国法人が譲受人から譲渡人に対する賃貸（リース取引に該当するものに限る。）を条件に資産の売買を行つた場合において、

当該資産の種類、当該売買及び賃貸に至るまでの事情その他の状況に照らし、  
これら一連の取引が実質的に金銭の貸借であると認められるときは、

当該資産の売買はなかつたものとし、かつ、

当該譲受人から当該譲渡人に対する金銭の貸付けがあつたものとして、

当該譲受人又は譲渡人である内国法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

3. 前二項に規定するリース取引とは、資産の賃貸借で、次に掲げる要件に該当するものをいう。

一 当該賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものであること。

二 当該賃貸借に係る賃借人が当該賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴つて生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

# 税務上のリース取引

## 税務上のリース取引

- ① 貸借期間の中途において契約の解除ができない  
(中途解約禁止)
- ② 貸借人がリース資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、リース資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされている



(フルペイアウト)

未経過期間に対応するリース料の額の合計額のおむね全部(原則として90パーセント以上)を支払う

# 所有権移転リースと所有権移転外リース

法人税法上のリース取引のうち、次のいずれにも該当しないもの

- ① リース期間の終了時または中途において、「リース資産」が**無償または名目的な対価の額でそのリース取引に係る賃借人に譲渡されるものであること**
- ② リース期間の終了後、**無償と変わらない名目的な再リース料**によって再リースをすることがリース契約において定められている
- ③ リース期間の終了時または中途において**リース資産を著しく有利な価額で買い取る権利**が賃借人に与えられているものであること
- ④ リース資産がその使用可能期間中その賃借人によってのみ使用されると見込まれることであること
- ⑤ **リース期間がリース資産の法定耐用年数に比して相当短いもの**（賃借人の法人税の負担を著しく軽減することになると認められるものに限る）であること

1つでも該当すると  
所有権移転リースとなる

リース期間がリース資産の法定耐用年数の70パーセント（法定耐用年数が10年以上のリース資産については60パーセント）に相当する年数（1年未満の端数切捨て）を下回る期間

# リース資産の取得価額

賃借人におけるリース資産の取得価額  
(法人税基本通達7-6の2-9)

リース期間中に支払うべきリース  
料の額の合計額



事業の用に供するために賃借人が  
支出する付随費用の額

特例（利息相当額を合理的に区分できる場合）

利息相当額を取得価額から差し引き、  
リース期間の経過に応じて利息法又は定額法により損金算入

# 費用配分方法

## 所有権移転外リース

### リース期間定額法

リース料の額を損金経理しているときには、そのリース料の額は償却費として損金経理した金額に含まれます  
法人税法施行令131条の2③

法人税法別表16(4)は  
不要！？

## 所有権移転リース

資産の種類に応じてその法人が選定している償却方法

法人税法別表16(1)(2)

## オペレーティングリース

### 賃貸借処理

- リース会計基準を適用しない中小企業
- 少額・短期リース取引に賃貸借処理を適用する場合において、「月額リース料」をリース期間定額法による「減価償却額」とみなすための措置

## (賃貸借取引に係る費用)

### 第53条

1. 内国法人が**資産の賃貸借で第六十四条の二第三項に規定するリース取引以外のもの**（以下「賃貸借取引」）により

その賃貸借取引の目的となる資産の賃借を行つた場合において、  
その賃貸借取引に係る契約をした事業年度以後の各事業年度において

その契約に基づき当該内国法人が**支払うこととされている金額**があるときは、  
その支払うこととされている金額のうち

当該各事業年度において**債務の確定した部分の金額**は、当該各事業年度の所得  
の金額の計算上、損金の額に算入する。

新リース会計基準に基づくオペレーティング  
リースの会計処理

⇒リース期間の初期に賃借料を超える額  
が損金算入

⇒債務確定主義からは認められない

# リース取引における消費税法上のルール

リース取引による資産の譲受けが課税仕入れに該当する場合

その課税仕入れを行った日はその**リース資産の引渡しを受けた日**となり、当該課税仕入れは、そのリース資産の引渡しを受けた日の属する課税期間において仕入税額控除の規定の適用を受けることになります

## リース取引

所有権移転外リース取引で  
賃借人が賃貸借取引として  
会計処理している場合

そのリース料について支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとして処理(分割控除)しているときは、これによって差し支えありません

タックスアンサーNo.6163 リース取引についての消費税の取扱いの概要  
質疑応答事例／消費税／所有権移転外ファイナンス・リース取引について  
賃借人が賃貸借処理した場合の取扱い

# 令和7年度の税制改正

## オペレーティングリース

資産の賃貸借でリース取引以外のもの  
賃貸借処理を継続（損金算入時期の明確化＝債務の確定した部分）

法人税法第53条

## 所有権移転外リース

リース期間定額法において  
残価保証額を控除せず、リース期間経過  
時点に1円（備忘価額）まで償却可能

法人税法施行令第48条の2①六  
61条①二のイ・ハ

## 延払基準の廃止

貸手におけるリース譲渡に係る収益及び  
費用の認識が変更

項目	延払基準	引渡時一括計上
収益	リース料受取時	資産引渡時
費用	リース期間に按分	原価一括計上

# 費用配分

## 【使用権資産の減価償却】

(会計)

基本、借手のリース期間にわたり残価ゼロとする定額法

(税法)

○所有権移転リース

「資産の種類に応じた耐用年数」と「その法人が選定している償却方法」

○所有権移転外リース

リース期間定額法

リース期間は、税会一致となる予定  
(税務通信3851)

## 借手のリース期間

法人税基本通達 7-6 の 2-10 の 2

解約不能期間

借手が行使することが合理的に確実であるリースの延長オプションの対象期間

借手が行使しないことが合理的に確実であるリースの解約オプションの対象期間